

平成 20 年度第 1 回入札監視委員会の審議概要

開催日時 平成 20 年 5 月 21 日 (水) 午前 10 時 00 分から午前 11:55 まで
場所 人吉市役所 議員控室
出席委員氏名
 鶴山 满 委員長
 寺床 住夫 委員
 立山まき子 委員
 德澄 静浩 委員
 吉田 哲也 委員
審議対象期間 平成 19 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日
対象工事件数 77 本
抽出審議案件 6 本

質問	回答
抽出審議工事 1 : 中神鹿目線改築工事 (球磨川右岸取付道路)	(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)
(1) 入札の回数は 2 回までなのか?	(1) 2 回目までである。
(2) 工事費内訳書は、この様式なのか? 業者が金抜きの設計書にそれぞれの金額を入れて入札額を決定するように、詳しい内容の内訳書を出させるようにできないか? そうすると例えば労務費が設計書どおりに支払っているかどうかをチェックすることも可能になると思う。	現在この様式を使用している。 入札会場で細かい単価などのチェックは現在の入札会の時点ではできていない状況であるが、工種ごとに直接工事費を提示するなど、記載する内訳については、工種、単価等を含めてどこまで記入してもらうか検討する余地があると思う。 労務費につきましては、実際いくら支払われているか発注者側で把握できないと思う。
(3) 1 回目と 2 回目の入札の間隔はどれぐらいか?	(3) 1 回目で落札者がいない旨を宣言して、直ちに第 2 回目の入札を行う。
(4) 工事ごと、指名業者は変わるのか?	(4) 同時発注する工事については、できる限り同一指名とならないように、入れ替えを行っている。
(5)	(5)

<p>請負変更契約書があるが、これはなんで変更したのか？発注前に分からなかったのか？</p>	<p>本工事施工中に判明したもので発注前には予測できなかった。隣接地の農作業に支障をきたすことになったため舗装工と排水工の変更が必要になった。</p>
<p>(6) 設計変更による請負額の決定は、どうようにしているのか？</p>	<p>(6) 契約書の中に明記してあるが、請負代金の変更方法については、変更請負代金額＝変更設計工事費 × 原請負代金額/原設計工事費となっていて、変更後の設計金額に当初の請負率を乗じて算定している。</p>
<p>抽出審議工事2：青井宝来線舗装修繕工事</p>	<p>(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)</p>
<p>(1) 本工事も変更契約をしているが、写真ではどの部分になるのか？</p> <p>(2) 変更増額分については競争性が図られることがないので、自由にやられるとなると、その辺が不透明さを助長してしまうことになりかねない。変更契約できるものと別発注すべきものの区別をはっきりさせるべきである。おそらくそれは工事の一体性という基準で判断すべきであると思うが。</p>	<p>(1) 写真の赤く囲んだ部分が当初の計画の部分であるが、工事施工中以外にも部分的に割れたところがあったので修繕を行った。</p> <p>(2) 設計変更については、設計の段階では予測できなかった事項等が発生し、その事項等が当該工事を完成するために必要不可欠な場合に行うものであると考えている。これからも変更契約については適切に行っていきたい。</p>
<p>抽出審議工事3：人吉西小学校高学年棟及び特別教室棟屋上防水改修工事</p>	<p>(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)</p>
<p>(1) 設計金額っていうのは設計者が積算していると思うが、予定価格はどのように決定しているのか？</p>	<p>(1) 予定価格の査定者は、設計金額が1,500万円を超える工事は市長、500万を超える1,500万以下は副市長、100万を超えてから500万以下は建設部長、100万以下の工事は建設部管理課長となっている。査定は対象となる工事について、原材料等取引の実例価格、需</p>

	給の状況、数量の多寡、履行の難易、履行期間の長短等を考慮して行っている。
(2) 建設工事共同企業体はどうやって決めるのか？	(2) 業者同士の自主結成である。
抽出審議工事 4：西間地区污水準幹線築造工事	(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)
(1) 入札の結果は公表しているのか？	(1) している。
(2) 1番低い金額だけが公表されるのか？	(2) 全部の入札金額を公表している。
(3) 1回目と2回目の各業者の応札の結果が約30万ずつくらいで足並みが揃っているように思えるが？	(3) 工事の積算については、積算システムを持っていて、積算技術も向上しておりますので、ほぼ似たような金額を出せると考える。その積み上げた金額は、市場の実勢等を踏まえたものであるので業者さんの営業努力次第であると思うが相当の金額を下げるのは難しいのではないかと考えている。
抽出審議工事 5：下戸越町配水管布設工事（2工区）	(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)
(1) 契約金額が下がった理由は？	(1) 現場で給水引き込みを不要と判断したため数量を減らしたこと及び水管の数や延長の減もあった。
抽出審議工事 6：中神町配水管布設工事（2工区）	(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。)
(1) 指名の通知日から入札日までの期間が短かったり、長かったりするのは何か規定があるのか？	(1) 建設業法の中で見積期間が定めてある。500万未満の工事だと見積期間1日以上、500万以上5,000万未満なら10日以上、5,0

	00万以上は15日以上である。ただし、やむを得ない事情があるときは、5日以内に限り短縮できるとあり、この規定に基づいて見積期間を定めている。
(2) 抽出番号5と6の工事の中身は殆ど同じと考えていいいのか？	(2) 工種的には同じである。
(3) 指名というのは均等にしなければならないのか？工期が重複する場合は、指名をはずすこともあるのか？	(3) 手持工事と技術者の配置状況等を考慮して指名選定を行っている。